

元宗環第694号
令和元年10月9日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働環境部 環境課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和元年10月2日付け元宗監第125号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（環境課）

定期監査実施日：平成30年10月19日

監査対象年度：平成29年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）宗像市大島一般廃棄物の搬入に関する事蹟について</p> <p>宗像市大島一般廃棄物処理施設条例施行規則第5条第1項において、手数料の減免又は免除を受けようとする者は、宗像市大島一般廃棄物処理手数料減免申請書により、市長に申請するよう定めている。平成29年度において手数料の減免を行っているが、申請書が見受けられない。また、同条第2項において、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、宗像市大島一般廃棄物処分手数料減免許可証を交付するよう定めているが、交付した事蹟が見受けられないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）合併処理浄化槽維持管理補助金に関する事蹟について</p> <p>宗像市浄化槽設置整備事業等補助金交付要綱第18条において、維持管理の実績書類として、領収書の写しを提出するよう定めている。領収書の写しに代えて、インターネット経由で予約した振込受付画面等を印刷し代用しているものが見受けられるが、振込指定日までの間は予約を取り消すことができるため、支払いを確認できるものではないので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p>	<p>（1）宗像市大島一般廃棄物の搬入に関する事蹟について</p> <p>定期監査での指摘後、宗像市大島一般廃棄物処分手数料減免申請書が提出された場合には、宗像市大島一般廃棄物処理施設条例施行規則第5条第2項により、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、宗像市大島一般廃棄物処分手数料減免許可証を交付するよう係員に周知を徹底しました。</p> <p>（2）合併処理浄化槽維持管理補助金に関する事蹟について</p> <p>定期監査での指摘後、浄化槽維持管理補助金交付申請書が提出された場合には、宗像市浄化槽設置整備事業等補助金交付要綱第18条に定める申請書の添付書類である領収書の写しは、確実に支払いが確認できるものとするのを係員に周知を徹底しました。</p>